福利厚生用	建物及び構築物	五福宿舎１号棟 （富山県富山市五福2556番地４）	令和11年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	五福宿舎２号棟 （富山県富山市五福2556番地４）	令和11年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	五福宿舎３号棟 （富山県富山市五福2556番地４）	令和11年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	職員宿舎５号棟 （富山県射水市南太閤山２丁目２番地２）	令和11年３月31日の翌日

⑵　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額（令和７年度期末時点）　（単位：円）

場　　所	種　　類	帳簿価額	回収可能サービス価額
職員宿舎１号棟	建物	14	—
	構築物	2	—
職員宿舎２号棟	建物	14	—
	構築物	2	—
職員宿舎４号棟	建物	3,702,000	—
	構築物	1,607,476	—
西田地方宿舎㈵１号棟	建物	3,974,705	—
五福宿舎１号棟	建物	5	—
	構築物	11,269	—
五福宿舎２号棟	建物	5	—
	構築物	1	—
五福宿舎３号棟	建物	22,606,132	—
	構築物	893,833	—
職員宿舎５号棟	建物	13,193,612	—
	構築物	149,150	—

※当該資産の用途廃止後の具体的な用途の確定等は翌事業年度以降に行われるため、令和８年３月31日現在において、宿舎としての用途が廃止された後の使用が想定されていない部分の割合を算出・評価することが困難である。このため、将来使用しなくなる日における回収可能サービス価額及び減損の見込み額については、評価不能と判断した。

⑶　使用しないという決定を行った経緯及び理由

・　職員宿舎１号棟、職員宿舎２号棟、職員宿舎４号棟

当該宿舎は、稼働率・入居率の低下及び著しい老朽化のため、平成30年10月１日の施設マネジメント委員会及び令和元年５月14日の役員会において、職員宿舎としての用途を廃止することを決定した。

・　西田地方宿舎㈵１号棟、五福宿舎１号棟、五福宿舎２号棟、五福宿舎３号棟、職員宿舎５号棟

当該宿舎は、稼働率・入居率の低下及び著しい老朽化のため、令和５年12月20日の施設マネジメント委員会及び令和６年２月13日の役員会において、職員宿舎としての用途を廃止することを決定した。

退職給付に係る注記事項

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用している。当該非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,013,896,020円
勤務費用	132,808,122円
利息費用	27,375,193円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 303,520,529円
退職給付の支払額	△ 50,235,507円
期末における退職給付債務	820,323,299円

⑵　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	820,323,299円
未認識数理計算上の差異	553,086,528円
未認識過去勤務費用	37,355,798円
退職給付引当金	1,410,765,625円

⑶　退職給付に関する損益

勤務費用	132,808,122円
利息費用	27,375,193円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 85,932,948円
未認識過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 18,677,899円
合　計	55,572,468円

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　3.8％

⑸　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、120,229,038円であった。

金融商品の時価等に関する注記事項

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債、政府保証債、その他文部科学大臣の指定する有価証券等に限定し、資金調達については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構と民間金融機関からの借入によっている。